

令和5年9月分

No	件名	期間	契約の相手方	契約金額(税込)	随意契約理由	根拠法令
1	【単価契約】市立豊中病院薬剤師派遣業務	R5.9.1 ~ R6.3.31	日本調剤(株)	5,280円	薬剤師は専門性が高く稀少な職種であることから、どの人材派遣会社でも対応できるものではない。当効業者は薬剤師派遣に特化した人材派遣会社であり、登録者数も多く、求職者からの認知度も高いことから、同社と随意契約を行うもの。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
2	【単価契約】準個室カーテンクリーニング業務(長期継続契約)	R5.9.1 ~ R10.3.31	ワタキューセイモア(株)大阪営業所	1,650円	当院カーテンの賃貸借業者であり、同社に履行させた場合、経費の節減が確保できることから同社と随意契約を行うもの。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
3	【単価契約】市立豊中病院RI廃棄物集荷・廃棄業務	R5.9.6 ~ R5.10.31	公益社団法人日本アイソトープ協会	134,684円	当該業者は医療法で指定された国内唯一の業者であるため、同社と随意契約を行うもの。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
4	アルファマック手術台修理	R5.9.7 ~ R5.9.14	村中医療器(株)	649,000円	当該機器の大阪府内における唯一の代理店であるため、同社と随意契約を行うもの。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
5	市立豊中病院コジェネレーション発電設備2号機D点検整備業務	R5.9.12 ~ R6.3.31	日本管財(株)	24,475,000円	当該機器の保守点検は製造メーカーが直接の契約を行わないことから、メーカー指定の代理店との契約しかできない。メーカー指定の代理店で、豊中市に業者登録がある唯一の業者であるため、同社と随意契約を行うもの。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
6	血管撮影装置X線管交換修理	R5.9.13 ~ R5.10.31	シーメンスヘルスケア(株)大阪営業所	19,354,500円	当該機器の製造業者であり、他社では保守できないことから同社と随意契約を行うもの。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
7	電子カルテ用無線ネットワーク移行に伴う調整業務	R5.9.14 ~ R5.11.30	日本電気(株)関西支社	792,000円	当該業者は電子カルテ用無線ネットワークを構築した業者であり、他社ではネットワーク調整を行うことが出来ないことから、同社と随意契約を行うもの。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
8	クリオスタート修理	R5.9.14 ~ R6.1.31	小西医療器(株)大阪営業所	2,158,200円	当該機器の唯一の代理店であるため、同社と随意契約を行うもの。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

令和5年9月分

No	件名	期間	契約の相手方	契約金額(税込)	随意契約理由	根拠法令
9	手術台モーター・基盤交換修理	R5.9.19 ~ R5.9.26	村中医療器(株)	2,943,600円	当該機器の大阪府内における唯一の代理店であるため、同社と随意契約を行うもの。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
10	電子カルテ用無線ネットワーク移行対応業務	R5.9.21 ~ R5.11.30	西日本電信電話(株)関西支店	3,597,000円	当該業者は、電子カルテ用無線ネットワークの移行先であるナースコール用無線アクセスポイントを構築しており、他社では移行対応が出来ないことから、同社と随意契約を行うもの。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号